

様式第3 (第7条関係)

※受理年月日	福岡県 中小振 8.5.22 第 号	日
※受理番号		
※備考		

### 変更届出書

令和8年5月22日

福岡県知事 様

株式会社ミスターマックス・ホールディングス  
代表取締役 平野能章  
福岡市東区松田1丁目5番7号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：(仮称) ミスターマックス小郡西福童店  
所在地：福岡県小郡市福童字町266番1 外

#### 2 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐車場の位置及び収容台数

##### 【変更前】

駐車場No.	収容台数	位 置
駐車場	367台	敷地西側・北側 (「図面3 全体・隔地駐車場配置図【変更前】」上に記載)
隔地駐車場	37台	敷地南西側隔地 (「図面3 全体・隔地駐車場配置図【変更前】」上に記載)
合 計	404台	

##### 【変更後】

駐車場No.	収容台数	位 置
駐車場	367台	敷地西側・北側 (「図面4 全体・隔地駐車場配置図【変更後】」上に記載)
隔地駐車場	37台	敷地北西側隔地 (「図面4 全体・隔地駐車場配置図【変更後】」上に記載)
合 計	404台	

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻	備 考
株式会社ミスターマックス	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分	

【変更後】

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻	備 考
株式会社ミスターマックス	午前 7 時 00 分	午前 0 時 00 分	

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

【変更前】 午前 8 時 30 分 ～ 午後 10 時 30 分

【変更後】 午前 6 時 30 分 ～ 午前 0 時 30 分（隔地駐車場は午後 10 時 00 分まで）

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

【変更前】

駐車場No.	出入口の数	位 置
駐車場	4 箇所	敷地北側、西側、南西側、敷地外南西隔地駐車場側 （「図面 3 全体・隔地駐車場配置図【変更前】」上・出入口①～④）

【変更後】

駐車場No.	出入口の数	位 置
駐車場 隔地駐車場	4 箇所	敷地北側、西側、南西側、敷地外北西隔地駐車場側 （「図面 4 全体・隔地駐車場配置図【変更後】」上・出入口①～④）

3 変更する年月日

令和 8 年 7 月 1 日

4 変更する理由

営業施策による